

オーディション商法に注意



相談事例 オーディションサイトのモデル募集広告を見て応募した。面接を受けた数日後に電話で合格を告げられた。所属契約をするので事務所に来るように言われ出向いた。レッスンを受ける必要があり30万円の契約が条件だと言われた。お金がないと断ったら消費者金融で借りるように言われた。担当者の指示どおり借金をして払った。親には黙っておくように言われた。高額な契約なので解約したい。(大学生)

【問題点】

オーディション商法とは、タレントやモデル、声優などのオーディションに応募させ、事務所に呼び出してレッスンの受講契約などをさせる手口です。

10代、20代の社会経験が少なく、支払い能力がない若者が被害にあうことが多いことも特徴です。

勧誘されることを知らずに呼び出された場合は、訪問販売と同様の取引（アポイントメントセールス）として特定商取引法で規制されており、クーリング・オフできます。

● アドバイス

タレントやモデル、声優などの仕事は、資質や能力が求められる職業です。芸能活動をするためにお金がかかる場合は要注意です。契約を勧められてもすぐに契約書にサインせず、おかしいと思ったら周りの人の意見を聞くか、消費生活センターに相談してください。



契約を勧められてもすぐに契約書にサインせず、周りの人や消費生活センターに相談するワン!